

(別紙1)

## 管理運営状況 評価シート【令和4年度】

(評価日 令和5年6月30日)

### 1 施設の概要

施設名	岩手県営野球場
所在地 電話・FAX HP・電子メール	盛岡市三ツ割四丁目9-2 電話 019-661-0115 FAX 019-661-0116 <a href="http://www.echna.ne.jp/%7Ekenei2/">http://www.echna.ne.jp/%7Ekenei2/</a> ・ <a href="mailto:keneiyakyujo@echna.ne.jp">keneiyakyujo@echna.ne.jp</a>
設置根拠	県立野球場条例
設置目的	(設置:昭和45年4月) 体育の普及振興を図り、県民の心身の健全な発達に寄与するため
施設概要	敷地面積: 88,949,11 m <sup>2</sup> 左右翼線: 91.50m、中堅線: 122.00m 照明施設: 照度 バッテリー間 2,300ルクス、内野 2,180ルクス、外野 1,240ルクス スタンド: 鉄筋コンクリート造 収容人員: 25,000人 (メイン: 3,400人、内野: 9,062人、外野: 12,538人) 屋内練習場: 760 m <sup>2</sup> × 2室、研修室: 180 m <sup>2</sup> トレーニング室: 144 m <sup>2</sup> 、コンビネーションマシン一式他 駐車場: 普通車 403台 (普通車 323台 + バス 45台)
施設所管課	岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課 (電話 019-629-6797 メールアドレス AK0003@pref.iwate.jp)

### 2 指定管理者

指定管理者名	公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団
指定期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日(5年間)
連絡先	公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団 総務企画課 019-641-1218

### 3 指定管理者が行う業務等

業務内容(主なもの)	施設の使用の許可、使用料の徴収、維持管理、利用促進及び広聴広報他に関すること		
職員配置、管理体制	5名 (令和4年4月1日現在)	組織図 事業団本部   (1) 場長—主任主事—スポーツ指導員—事務員(1) —技能員(1)	
	(内訳) 正職員1名、地域職員4名		
利用料金	別紙による		
開館時間	8:00～21:00	休館日	毎週水曜日及び12月29日～1月3日

### 4 施設の利用状況

(単位:人)

(利用者数、稼働率等)	前期間 平均	指定管理期間						備考
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	期間平均	
第1四半期	28,135	17,915	23,379	5,220	16,663	29,647	18,565	
第2四半期	68,318	67,336	83,451	17,473	26,407	52,674	49,468	
第3四半期	15,432	7,205	18,412	10,871	11,889	12,024	12,080	
第4四半期	13,305	13,196	12,154	14,099	13,079	11,063	12,718	
年間計(実績)	125,191	105,652	137,396	47,663	68,038	105,408	92,831	
年間計(計画)	141,473	99,451	134,460	135,820	137,180	138,560	129,094	

## 5 収支の状況

(単位：千円)

区 分	前期間 平 均	指定管理期間						備考	
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	期間平均		
収 入	利用料金収入	9,939	8,242	10,016	6,962	7,437	10,709	8,673	
	県指定管理料	52,610	54,937	55,887	60,107	59,932	57,808	57,734	
	小計	62,549	63,179	65,903	67,069	67,369	68,517	66,407	
支 出	人件費	21,071	22,528	22,813	17,818	18,580	19,354	20,219	
	旅費	22	12	5	4	4	4	6	
	報償費	0	0	0	0	0	0	0	
	需用費	22,614	17,482	16,032	15,411	16,077	15,208	16,042	
	役務費	865	739	903	1,063	985	1,055	949	
	委託費	19,325	19,180	18,819	18,752	19,057	19,620	19,086	
	使用料及び賃借料	126	116	117	117	117	180	129	
	消耗什器備品費	70	121	164	0	0	0	57	
	備品購入費	0	0	0	0	0	0	0	
	福利厚生費	25	80	64	89	56	26	63	
	負担金	21	0	0	5	5	5	3	
	その他	2,174	2,991	3,650	4,035	3,989	4,135	3,759	
小計	66,312	63,249	62,567	57,294	58,870	59,587	60,313		
収支差額	△3,763	△70	3,336	9,775	8,499	8,930	6,094		

## 6 利用者の意見等への対応状況

### (1) 利用者意見（満足度等）の把握方法

把握方法	アンケート調査及び意見箱設置、 窓口での意見、自主事業時アンケート	実施 主体	(公財)岩手県スポーツ振興事業団
------	--------------------------------------	----------	------------------

### (2) 利用者からの苦情・要望

受付件数	苦情 1 件		
	主な苦情、要望等	対 応 状 況	
	屋内練習場の照明を前の利用団体が消して、直ぐに点灯しないとの苦情があった。	新規利用団体に対して、次に利用団体がある場合は、照明を消さないよう伝えた。	
その他利用者からの積極的な評価等 なし			

7 業務点検・評価 (※)

(1) 業務の履行状況

項目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
運営業務	設置目的を効率的かつ効果的に達成する。	<p>県営体育施設使用調整会議や野球場独自の情報交換会を開催し、関係団体間の連携のもと、利用の公平性、透明性を確保している。</p> <p>大会等主催者から大会運営計画書を提出いただき、連携を密にして共通理解を図るとともに、臨時開場や早朝開場等の利便性の向上に配慮しながら施設運営を行った。</p>	A
施設の利用状況	<p>令和4年度管理運営計画書に定める利用者数及び利用料収入の目標値を達成すること。</p> <p>利用者数 138,560人</p> <p>利用料収入 10,581,000円</p>	<p>利用者数 105,408人 (目標値比較: 23.9%減)</p> <p>利用料収入 10,708,908円 (目標値比較: 1.2%増)</p> <p>利用者数については、平成29年以來のプロ野球開催、高校野球の大会において新型コロナ感染対策が緩和され有観客・応援団可で大会が実施されたこと、大会以外にもグラウンドを利用できる「一般開放日」を設けたこと、「ベースボールフェスタ～さよなら県営野球場～」の開催、養生期間となる11月も利用に供するなどにより目標を達成するよう努めたが、閉場にもなう休場期間もあり届かなかった。</p> <p>利用料収入については、プロ野球の開催があったこと、高校野球等の大会が順調に行われたこと、また、グラウンドを大会以外にも利用させたことにより、計画値を達成できた。</p>	B
施設の維持管理状況	<p>施設設備の維持管理等の業務を適切に行う。</p> <p>公有財産及び備品を適切に管理する。</p>	<p>施設設備の維持管理のため、職員による日常点検のほか、専門業者による点検を実施し、職員による小修繕や必要に応じ補修・修繕工事を行った。グラウンド整備や清掃等の委託業者に対する指導監督を適切に行った。</p>	B
記録等の整理・保管	<p>管理に係る各種帳票書類を適正に整理・保管する。</p>	<p>各種帳票書類は、適正に整理し保管した。</p> <p>(県営運動公園移動保管)</p>	B
自主事業、提案内容の実施状況	<p>施設の設置目的に沿った、利用促進に繋がる方策に基づき事業を実施する。</p>	<p>バランスボール教室、親子で野球体験、中学生野球教室、中学生ソフトボール教室、グラウンド・ゴルフ練習会、同記録会、スポーツ講演会、ベースボールフェスタ～さよなら県営野球場～を実施し、利用促進に努めた。アンケート結果では、継続開催の希望が多くあった。</p>	B
<p>(施設所管課評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成果のあった点：一般開放日や多様な自主事業を実施するなど、利用者増加に向けた取組に努めた。</li> <li>・改善を要する点：特になし。</li> </ul>			B

(2) 運営体制等

項目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
職員の配置体制	各業務に適した職員を適正に配置する。	業務内容に応じた職員の配置を行った。	B
苦情、要望対応体制	利用に関する各種問い合わせや要望及びトラブル等の対応を適切に行う。	「県スポーツ振興事業団クレーム対応要綱」により対応体制を確立している。要望については、早期の回答に心がけ、可能なものは即座に対応した。苦情については当方に非がある場合は相手方にお詫びするとともに、職員で情報共有し管理運営に反映した。	A
危機管理体制（事故、緊急時の対応）	災害時・緊急時の対応や、防犯・防災対策として、マニュアルの作成や訓練を行う。	「県スポーツ振興事業団危機管理要綱」や「野球場危機管理マニュアル」により、普段から危機管理意識を持つとともに、消防訓練2回を実施した。 備品・用具等の点検については、日常点検を実施しているほか、専門業者による点検や、事業団体育施設管理士による点検指導を受け、事故の未然防止に取り組んだ。	A
コンプライアンスの取組み、個人情報の取扱い	基本協定に基づく秘密の保持、個人情報の保護及び法令順守の確保。 個人情報に関する書類について、適切に管理する。	個人情報に関する書類は、鍵付書庫に保管し、保管しないものはシュレッダー処理を行っている。コンプライアンスの確保については、朝礼などで意識共有を図った。	B
県、関係機関等との連携体制	基本協定に基づき、近隣住民や関係機関との協力連携に努め、良好な関係を維持する。	県や関係機関との連絡調整を図った。地域と連携を図るため、北山交番連絡協議会の一員として、近隣町内会・小中学校等と情報交換を行っているが、新型コロナウイルス感染症により中止。	B
（施設所管課評価） ・成果のあった点：備品の日常点検を実施し、また、専門業者による点検を行うなど、事故の未然防止に努め、苦情についても適切に対応し、トラブルを解消した。 ・改善を要する点：特になし。			B

(3) サービスの質

項目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
利用者サービス	利用者のニーズを把握し、利用者サービス向上に向けた計画を策定し、適切に実施する。 利用者への接客サービス向上のための研修等の取り組みを行う。	大会運営計画書を共有し、各種大会開催時のほか、学校の長期休暇期間は、休場日を臨時開場し、大会の円滑な運営や施設の利用促進を図った。また、大会日程に合わせて早朝開場をするなど利用者サービスの向上に努めた。 インターネットにより、施設使用申込みや予約状況を確認できるシステムを導入し、利用者サービスの充実を図った。 接客サービス向上のため、管理運営、接客、救命救急等の研修を実施した。	A

利用者アンケート等	利用者アンケート及び意見箱の設置その他の方法により、利用者のニーズを把握し、施設管理及び事業運営の改善を行う。	当事業団による利用者アンケートや自主事業参加者アンケートを実施するとともに、意見箱を設置し、利用者ニーズの把握に努め、業務改善や管理運営の参考とした。	B
(施設所管課評価) ・成果のあった点：早朝からの開場や臨時開場など、利用者のサービス向上に努めた。 ・改善を要する点：特になし。			B

(4) サービス提供の安定性、継続性

項目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
事業収支	管理運営計画における収支の積算に対する収支実績が適正である。	毎月予算執行状況を把握し、利用者が安全に安心して利用できるよう、また、施設運営に支障がないよう効率的な予算執行に努めた。	B
指定管理者の経営状況	経営基盤が安定しており、計画に沿った管理を行う能力を有している。	当事業団には、借入金及び貸付金はなく、健全な経営を行っている。	A
(施設所管課評価) ・成果のあった点：法人の健全な経営を維持し、支障なく施設運営が行われた。 ・改善を要する点：特になし。			B

※（注1）県記載欄：「事業計画・県が求める水準」、「評価指標」「施設所管課評価」  
指定管理者記載欄：「実績（自己評価）」

（注2）評価指標

- A：協定書、提案書等の内容について高レベルで実施され、また、計画を上回る実績（効果）があり、優れた管理がなされている。
- B：概ね協定書、提案書等の内容どおり実施され、計画どおりの実績（効果）があり、適切な管理が行われている。
- C：一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み、または改善される見込みである。
- D：協定書等の内容に対し、不適切な事項が認められ、改善を要する。

## 8 指定開始年度から評価年度までの総合評価

### (1) 指定管理者の自己評価

①	<p>成果があった取組み、積極的に取り組んだ事項</p> <p>各種大会時には、休場日の臨時開場や早朝開場を行い、大会の円滑な運営に協力した。また、学校の長期休業中は、臨時開場を行い、部活動の促進や利用者の利便を図るとともに、自主事業においては、スポーツ栄養学講演会や親子野球教室や室内グラウンドゴルフを継続して実施し、施設の利用促進と幅広い年代のスポーツ振興に努めた。</p> <p>施設の修繕においては、軽微なものは職員が行い経費の節減を図った。</p> <p>環境対策としては、「いわて地球環境にやさしい事業所」として、省エネ、エコドライブの実践等の様々な活動を行っており、生態系保全のため芝生管理等の薬剤散布を最小限とした。</p> <p>地域との連携強化については、三ツ割地区野球大会への会場提供、駐車場の利活用（消防署等）のほか、野球場の広報活動を行った。</p> <p>ホームページでは、イベント等の最新情報を提供するとともに、高校野球等の試合経過をリアルタイムで掲載するなど、情報発信とサービス向上に努めた。また、野球場広報紙「ほーむベース」を年3回発行し、利用団体や地域町内会等への情報発信を行った。</p> <p>指定最終年度においては、野球場で所蔵する写真や寄贈品などの展示会の開催、県民がグラウンド（夜間含む）を大会以外でも利用できる「一般開放日」の設定、「ベースボールフェスタ～さよなら県営野球場～」の開催のほか、県民の強い要望により、閉場を迎えることから特例としてグラウンド（ナイター含む）を11月まで利用に供した。</p>
②	<p>現在、苦慮している事項、今後、改善・工夫したい事項、積極的に取り組みたい事項</p> <p>閉場のため、記載事項なし。</p>
①	<p>県に対する要望、意見等</p> <p>閉場のため記載事項なし。</p>

### (2) 県による評価等

①	<p>指定管理者の運営状況について</p> <p>コロナ禍に併せて物価高という厳しい状況であったが、自主事業や一般開放日の設定や、グラウンド利用期間の延長などにより、利用者の増加に努め、適正な管理運営が行われた。</p>
②	<p>県の対応状況について（自己評価）</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大による減収補填や物価高騰等に対応するため、指定管理料の増額に必要な予算措置を行うなど、指定管理者と連携しながら、管理運営に関する問題解決に努めた。</p>
③	<p>次期指定管理者選定時における検討課題等</p> <p>令和4年度末で閉場</p>

## 9 改善状況等

改善を要すると評価された項目（C、D評価の項目について）
なし
改善状況
（指定管理者から県への報告年月日： 年 月 日）
改善状況の確認
（再評価年月日 年 月 日）

別紙

表1 施設の利用料金

区 分			グラウンド及びスタンドの利用料金						附属の施設の利用料金			
			土曜日及び休日以外の日			土曜日及び休日			屋内練習場	トレーニング室		研修室
			8時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 21時まで	8時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 21時まで		普通使用 (1人1 回につき)	回数使用 (1人6回 につき)	
入場料等を徴収しない場合	アマチュア野球に使用する場 合	学生及び生徒	円 3,930	円 4,910	円 6,680	円 4,720	円 5,900	円 8,020	1時間ま でごとに 学生及び 生徒 150円 一般 310円 1,640円 一般 3,280円	学生及び 生徒 750円 一般 1,550円	1時間 までご とに 学生及 び生徒 420円 一般 840円	
		一般	円 7,860	円 9,820	円 13,360	円 9,430	円 11,790	円 16,020				
	その他の催しに 使用する場 合	円 23,580	円 29,480	円 40,090	円 28,290	円 35,390	円 48,100					
入場料等を徴収する場 合	アマチュア野球に使用する場 合	学生及び生徒	円 11,780	円 14,740	円 20,040	円 14,140	円 17,690	円 24,050				
		一般	円 23,580	円 29,480	円 40,090	円 28,290	円 35,390	円 48,100				
	その他の催しに 使用する場 合	1日までごとに1日の最高 入場料の300人分に相当す る額(その額が503,140円 に満たない場合は、 503,140円)			1日までごとに1日の最高 入場料の400人分に相当す る額(その額が629,130円 に満たない場合は、 629,130円)							

備考1 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

2 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。

3 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合(8時から12時まで、12時から17時まで、17時から21時までのそれぞれの区分を超える場合に限る。)は、その超える時間1時間につき、8時前のときは8時から12時までの、12時から17時までのときは12時から17時までの、17時後のときは17時から21時までの区分の利用料金の額の1時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

4 学生及び生徒が、入場料等を徴収しない場合であって、アマチュア野球の大会以外の目的でアマチュア野球のためにグラウンド及びスタンドを使用する場合における利用料金は、土曜日及び休日以外の日にあつては1時間までごとに、8時から12時まで及び12時から17時までにあつては1,090円、17時から21時までにあつては1,850円とし、土曜日及び休日にあつては1時間までごとに、8時から12時まで及び12時から17時までにあつては1,300円、17時から21時までにあつては2,180円とする。ただし、当該利用料金は、アマチュア野球に使用する場合の8時から12時まで、12時から17時まで、17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金を上限とする。

5 一般が、入場料等を徴収しない場合であって、アマチュア野球の大会以外の目的でアマチュア野球のためにグラウンド及びスタンドを使用する場合における利用料金は、土曜日及び休日以外の日にあつては1時間までごとに、8時から12時まで及び12時から17時までにあつては2,180円、17時から21時までにあつては3,700円とし、土曜日及び休日にあつては1時間までごとに、8時から12時まで及び12時から17時までにあつては2,600円、17時から21時までにあつては4,350円とする。ただし、当該利用料金は、アマチュア野球に使用する場合の8時から12時まで、12時から17時まで、17時から21時までのそれぞれの区分の利用料金を上限とする。

表2 附属の設備の利用料金

1 照明設備の利用料金

区分		入場料等を徴収しない場合及び入場料等を徴収する場合でアマチュア野球に使用する とき	その他の場合
全灯使用の場合	1時間までごとに	円 23,830	円 158,400
396灯使用の場合	1時間までごとに	17,910	
288灯使用の場合	1時間までごとに	11,910	
180灯使用の場合	1時間までごとに	7,170	

2 その他の附属の設備の利用料金

区分		アマチュア野球に使用する場合	その他の催しに使用する場合
放送設備	1試合につき	円 990	円 1,970
スコアボード	1試合につき	1,550	3,080
バッティングケージ	1日につき	1,640	3,280
審判用具1式	1試合につき	260	520
ピッチングマシン	1日につき	660	1,310
シャワー	1回につき	100	円

表3 条例第3条の2第1項の規定による許可を受けた場合の利用料金

1人1日までごとに1,180円
-----------------